

規定文書

文書名

社会医療法人雪の聖母会研究活動における行動規範

2018年 7月 23日制定
(第01版)

社会医療法人雪の聖母会

文書番号

MARY202402014820-001

社会医療法人雪の聖母会研究活動における行動規範

社会医療法人雪の聖母会（以下、本法人という）に属する研究者及び研究に係わる職員は、本法人の基本理念である「カトリックの愛の精神による保健、医療、福祉及び教育の実践」に寄与する研究活動に常に誠実な姿勢で取り組み、倫理的責任を果たし、社会の期待に応えなければならない。この目的を達成するために、以下に研究者及び研究に係わる職員が遵守すべき行動規範を定める。

1. 研究者の責務

1) 研究者の定義

本行動規範における研究者とは、本法人の所属として研究に従事（責任者、分担者、協力者等）する職員をいう。

2) 研究者の姿勢

研究者は常に正直、誠実に判断・行動し、自らの専門知識・能力・技能の維持向上に努め、科学研究によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を行う。

3) 社会に応える研究

研究者は、社会が抱く真理の解明や様々な課題の達成へ向けた期待に応える責務を有する。研究環境の整備や研究の実施に供される研究資金の使用にあたってはそうした広く社会的な期待が存在することを常に自覚する。

4) 説明と公開

研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を公開して積極的に説明し、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起し得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表する。

5) 研究の実施・成果の公表

研究者は、自らの研究実施及び成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

2. 公正な研究

1) 研究者は、研究倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修会等を受講し、研究不正の防止に努め、公正な研究活動の推進に尽力する。

2) 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。研究成果を論文等で公表することで、各自が果たした役割に応じた功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。また、研究データの記録保存及び厳正な取扱いを徹底し、捏造、改ざん、盗用、研究費の不正使用等の

研究不正を自らが行わず、また加担しない。

- 3) 研究者は、責任ある研究の実施と研究不正の防止を可能にする公正な環境の確立・維持も自らの重要な責務であることを自覚し、研究者コミュニティ及び自らの所属組織の研究環境の質的向上並びにまた、これを達成するための社会の理解と協力が得られるよう努める。
- 4) 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、科学的助言などにおいて、個人と組織・異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、公共性に配慮し適切に対応する。

3. 職員の責務

- 1) 本行動規範において職員とは、研究に係わる本法人すべての職員をいう。
- 2) 職員は、各機関等から配分される研究費は、国民の税金を主原資としており、本法人が管理責任を負っていること、また、不正使用は本法人の組織全体、さらには広く研究活動に携わる者すべてに深刻な影響を及ぼすことを十分認識しなければならない。
- 3) 職員は、研究費に関するルール等を遵守し、研究費の不正使用防止に関するコンプライアンスに継続的に取り組むものとする。
- 4) 職員は、本行動規範の趣旨を十分に理解したうえで、研究者との連携を図り、研究費の使用に係る法令、関係規則、研究費助成条件及び法人内諸規程を遵守し、研究費の適正な管理及び不正行為防止に努めるものとする。

4. 本行動規範の改廃

本行動規範の改廃は、法人運営審議会の意見を徴して、理事長が行う。

2018 年 7 月 23 日制定